

排水設備協議代理者の方へ

排水設備工事は、市排水設備指定業者が施工することになっています。
市排水設備指定業者以外で公共下水道管に接続されますと、排水設備確認申請書が提出されず、下水道使用料金も支払われずに無断使用の状態となりますので必ず「排水設備工事受諾連絡書」を提出してください。

なお、受諾連絡書の提出期限内に宝塚市排水設備指定業者が決定できない場合は、排水設備協議代理者は、責任を持って受諾連絡書の提出に係る確約書を提出してください。

また、仮設トイレ排水を公共汚水柵へ接続する場合は、公共下水道一時使用届を提出すること。

- * 排水協議事項が厳守されなかったため、上記に示す下水道の無断使用が生じた場合は、排水設備協議代理者宛てに下水道使用料金を請求します。

協議No. _____

排水設備工事受諾連絡書

年 月 日

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者

宝塚市排水設備指定業者

住所 _____

氏名 _____

下記の建築確認申請にかかる排水設備（汚水・雨水）の施工については、
当社が引き受ける事になったので通知します。

なお、変更が生じた場合には早急に文書でもって連絡いたします。

記

1 施工場所

宝塚市 _____

2 建築確認申請者

住所

氏名

排水設備協議に関する確約書

年 月 日

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者

建築確認申請者

住所 _____

氏名 _____

(連絡先 TEL _____)

下記の建築確認申請書にかかる排水設備（汚水・雨水）の施工については、宝塚市排水設備指定業者の決定まで至っておりません。

今後、宝塚市排水設備指定業者が決まりしだい、すみやかに「排水設備工事受諾連絡書」を提出することを確約します。

記

1 協議書 No. _____

2 施工場所（地番表示）

宝塚市 _____

3 排水設備協議代理者

住所

氏名

(連絡先 TEL _____)

連絡先

〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号

宝塚市上下水道局 給排水設備課

TEL 0797-73-3691

